

第8 主な検挙事例

1 少年事件

(1) 男子高校生3名による路上強盗事件

路上において、帰宅中の大学院生（当時24歳・男）を金属バットで殴打するなどの暴行を加え、現金等在中のバッグを奪った高校生3名（当時17歳・男、当時17歳・男、当時16歳・男）を強盗で逮捕しました。

（つくば中央署（現つくば署））

(2) 男子高校生ら4名による傷害・逮捕監禁・恐喝事件

店舗駐車場において、少年（当時18歳・男）2人に対し、腹部や顔に殴る蹴るなどの暴行を加え、全治10日間の加療を要する傷害を負わせたほか、少年を車内に監禁して現金を脅し取った高校生（当時17歳・男）、無職少年（当時17歳・男）、高校生（当時18歳・男）、有職少年（当時18歳・男）を傷害・逮捕監禁・恐喝で逮捕しました。

（石岡署）

(3) 有職少年ら2名による窃盗（自動車盗）事件

中古車販売店において、乗用車1台と鍵1点を盗んだ有職少年（当時17歳・男）と無職少年（当時17歳・男）を窃盗で逮捕しました。

（水戸署）

(4) 男子高校生による窃盗（キャッシュカード詐欺盗）事件

警察官を装って無職男性（当時86歳）方を訪れ、キャッシュカードを別のカードが入った封筒とすり替えて盗んだ上、ショッピングセンターで、現金自動預払機から現金を引き出した高校生（当時17歳・男）を窃盗で逮捕しました。

（水戸署・二セ電話詐欺対策室）

(5) 無職少年による二セ電話詐欺事件

警察官を装って無職女性（当時83歳）方に「キャッシュカードが不正に使用されているので、キャッシュカードを預かりに行く」などと電話をかけ、女性方を訪れ、キャッシュカード2枚をだまし取った無職少年（当時18歳・男）を詐欺で逮捕しました。

（常総署・二セ電話詐欺対策室）

2 SNSに起因する事件

(1) 女子高校生被害にかかる未成年者誘拐事件

SNSを通じて知り合った高校生（当時17歳・女）に対し、18歳未満であることを知りながら、家出を唆して誘い出し、自宅に宿泊させるなどした無職（当時38歳・男）を、未成年者誘拐で逮捕しました。

（那珂署・人身安全対策課）

(2) 専門学校生被害にかかる児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件

Twitterを通じて知り合った中学生（当時13歳・女）が18歳未満であることを知りながら、現金を供与する約束をして同女と性交し、児童を買春したアルバイト従業員（当時19歳・男）を、児童買春・児童ポルノ禁止法違反で逮捕しました。

（神栖署）

(3) 女子高校生被害にかかる青少年健全育成条例違反事件

Twitterを通じて知り合った高校生（当時16歳・女）が18歳未満であることを知りながら、ホテルにおいて、みだらな性行為をした自動車教習所職員（当時26歳・男）を、茨城県青少年健全育成条例違反（みだらな性行為）で逮捕しました。

（筑西署）

絶対に許すな
子供への性犯罪

児童買春や児童ポルノの製造等の
子供への性犯罪は、
子供の人権を著しく侵害する
極めて悪質な行為です。

18歳に満たない子供に対する性犯罪は、
仮に子供からの同意があったとしても
重い刑罰が科されます。
また、児童ポルノは、製造や提供はもちろん、
所持しているだけでも処罰の対象となります。

児童買春
児童ポルノ
JKビジネス

STOP! 子供の性被害

unicef

茨城県警察

ECPAT / STOP Japan